

ユネスコ無形文化遺産保護条約 第20回政府間委員会 概要

1. 日時・場所

2025年12月8日(月)～12月12日(金) インド・ニューデリー 開催

※当初は13日(土)までの開催が予定されていたが、円滑な審議の進捗により1日早い終了となった。

2. 委員会の構成

議長: インドのヴィシャル・V・シャルマ氏

副議長: フランス、スロヴァキア、バルバドス、エチオピア、モーリタニア

報告者: フランス(アラブ首長国連邦のアイシャ・カマリ氏が渡航できなかったため、代行)

委員国: 以下、24か国

グループ	地域	任期:2022-2026	任期:2024-2028
I	西欧・その他諸国	ドイツ	フランス、スペイン
II	東欧	ウズベキスタン、スロヴァキア	ウクライナ
III	中南米・カリブ海諸国	パラグアイ	バルバドス、 ドミニカ共和国、ハイチ
IV	アジア・太平洋	バングラデシュ、インド、 マレーシア、ベトナム	中国
V(a)	アフリカ	アンゴラ、ブルキナファソ、 エチオピア	ナイジェリア、ウガンダ、 ザンビア
V(b)	アラブ諸国	モーリタニア	アルジェリア、 アラブ首長国連邦

3. 主要議題概要

(1)「無形文化遺産代表一覧表」等の審議(議題7a.～d.)

政府間委員会で67件が審査された。(うち、8件は審査上限の枠外)

○「代表一覧表」(全716件)

➤ 55件が審査され、記載55件(うち、8件は審査上限の枠外)

※ 評価機関の勧告: 記載54件、情報照会1件(その後、審査前に取り下げ)。

※ 拡張提案を行った「和紙: 日本の手漉和紙技術」「山・鉾・屋台行事」

「伝統建築工匠の技: 木造建造物を受け継ぐための伝統技術」が記載された。

※ 審査件数上限の対象外となる緊急保護一覧表から代表一覧表への移動2件、
拡張案件の6件を含む。

○「緊急保護一覧表」(全90件)

- 11件が審査され、記載11件
 - ※ 評価機関の勧告:記載11件
 - ※ 国際的援助要請3件も含む

○「グッド・プラクティス」(全43件)

- 1件が審査され、選択1件
 - ※ 評価機関の勧告:記載1件

(2)次回委員会の開催時期・場所(議題18)

開催時期:2026年11月30日(月)～12月5日(土)

開催場所:中国・廈門

ユネスコ無形文化遺産保護条約 第11回締約国会議 概要

1. 日時・場所

2026年6月17日(水)～6月18日(木) フランス・パリ 開催

2. 主要議題概要

(1) 定期報告制度の改正について(議題7)

無形文化遺産保護条約に基づく定期報告制度について、これまでの地域ごとの6年周期の報告方式から、全締約国が同じ時期に4年ごとに報告する方式へ移行することが承認された。

主な変更点は以下のとおり。

- ・ 報告周期:4年に1回(従来は6年に1回)
- ・ 提出方式:全締約国が同時期に報告書を提出(従来は地域ごとのローテーション制)
- ・ 提出期限:6月30日
- ・ 報告様式の簡素化により、締約国の事務負担を軽減

この見直しは、地域別報告制度の1巡目が終了したことを受けて行われるもので、各国の報告状況を同じタイミングで把握し、条約の実施状況をより効果的にモニタリングすることを目的としている。

日本は2024年12月に定期報告書を提出したところであるが、今回の制度改正により、次回の定期報告書は、2027年6月30日までに提出する必要がある。

(2) 提案書審査制度の見直しについて(議題6・7)

提出される提案書類の件数及びその処理に関して生じている課題に留意し、第21回および第22回の政府間委員会で検討を行い、その結果を、2028年開催予定の第12回締約国会議にて報告されることが決定された。

また、提案書類の形式的要件の確認のプロセスにおいては、提案件数が増加しており、確認すべき事項も多いため、審査手続及びスケジュールの見直しが承認された。改正後の審査スケジュールを2027年提案サイクルから適用される。

主な内容は以下のとおり。

- ・ 事務局による技術的完全性確認期限を、提出翌年の8月31日に延長(従来は6月30日)
- ・ 締約国による不足資料提出期限を、提出翌年の11月30日に延長(従来は9月30日)
- ・ 評価機関による審査期間を提出翌年の12月～翌々年6月に延長(従来は12月～5月)

(背景)

この見直しは、一覧表記載メカニズムへの関心の高まりに伴い提案件数が増加していることを受けて行われるもので、2024年及び2025年サイクルでは計140件の案件が処理され、2022年及び2023年サイクルの121件から増加した。また、2026年サイクルでは137件の検討を要する案件の

うち71件が処理対象となっている。2027年サイクルについては検討を要する案件が170件ある。処理対象については、まだ確定していないが、2026年サイクルと同程度又はそれを上回る件数の案件が見込まれている。

(3) 政府間委員会委員国選挙(議題10)

日本はアジア・太平洋グループ(グループⅣ)の委員国として選出された。任期は2026年から4年間の2030年まで。そのほか選出された委員国は以下の通り。

グループ	地域	任期:2026-2030
I	西欧・その他諸国	ノルウェー
II	東欧	アルバニア、ブルガリア
III	中南米・カリブ海諸国	グアテマラ
IV	アジア・太平洋	カンボジア、インドネシア、 <u>日本</u> 、フィリピン
V(a)	アフリカ	ジブチ、ギニア、マリ
V(b)	アラブ諸国	オマーン

(参考)2024-2028 年任期の委員国

グループ	地域	任期:2024-2028
I	西欧・その他諸国	フランス、スペイン
II	東欧	ウクライナ
III	中南米・カリブ海諸国	バルバドス、ドミニカ共和国、ハイチ
IV	アジア・太平洋	中国
V(a)	アフリカ	ナイジェリア、ウガンダ、ザンビア
V(b)	アラブ諸国	アルジェリア、アラブ首長国連邦